

国民年金保険料の納付は 口座振替での前納・早割が便利でお得です！

口座振替の前納・早割を利用すると、国民年金保険料が割引されます。

*保険料は毎年度変わります。記載の国民年金保険料は令和5年度のものです。

早割は月 50 円（年間 600 円）お得！

国民年金保険料の納付期限は翌月末ですが、当月末に口座振替する方法のことを「早割」といいます。また、現金納付の場合は、当月末までに納付していただいても割引はありません。

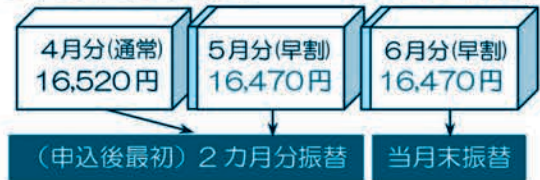
[例：5月分から早割適用の場合]

●通常の口座振替(翌月末振替)



●早割(当月末振替)

各月 50 円割引

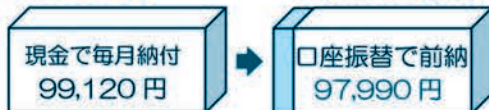


*早割申込後の最初の口座振替は、前月分(割引なし)と当月分(50円割引)の2カ月分となり、その後は当月分(50円割引)の1カ月分となります。

6カ月分、1年分、2年分をまとめて前納はさらにお得！

●6カ月前納

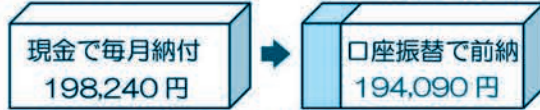
1,130円割引



- *4月～9月分は4月末、10月～翌年3月分は10月末に一括口座振替します。
- *3月分(または9月分)が納付されていない場合、初回の口座振替は、3月分(または9月分)と6カ月前納分の7カ月となります。

●1年前納

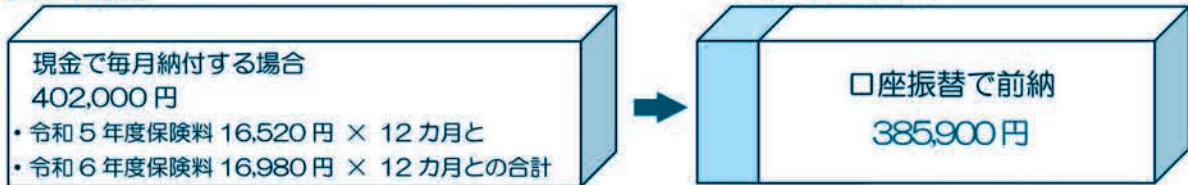
4,150円割引



- *4月～翌年3月分を4月末に一括口座振替します。
- *3月分が納付されていない場合、初回の口座振替は3月分と1年前納分の13カ月となります。

●2年前納

16,100円割引



- *4月～翌々年3月分を4月末に一括口座振替します。
- *3月分が納付されていない場合、初回の口座振替は、3月分と2年前納分の25カ月となります。

ご注意ください

- *6カ月前納・1年前納・2年前納は、現金納付もできますが、口座振替の方が割引額も多くなります。
- *前納による納付済期間中に、会社等へ勤務し、厚生年金保険に加入された場合は、未経過期間の国民年金保険料は還付されます。
- *年度の途中で60歳になる方の前納期間は、60歳到達日(誕生日の前日)の属する月の前月分までです。
(例：8月1日に60歳の誕生日を迎える場合は、6月分まで)
- *お申し込みの際は、申込期限にご注意ください。